

安城市知的障害者及び高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な知的障害者及び認知症高齢者の成年後見制度の利用を支援するため、市長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者（以下「審判請求対象者」という。）は、市内に住所を有する知的障害者又は65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該対象者の保護を図るため、緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 知的障害又は認知症のため判断能力が不十分であり、審判請求を行うことが困難な者
- (2) 本人の配偶者及び2親等内の親族がいない者又はあっても審判請求を行う者がいない者
- (3) 知的障害者福祉法第4条第6項に規定する知的障害者居宅生活支援事業若しくは同法第5条に規定する知的障害者援護施設を利用している者若しくは利用しようとする者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する居宅サービス若しくは同条第20項に規定する施設サービスを利用している者若しくは利用しようとする者

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る手続は、審判請求対象者の審判を管轄する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の助成)

第4条 市長は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求費用を管轄家庭裁判所へ納付する。

- 2 市長は、審判請求対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用を請求しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、審判請求費用を負担することで保護が必要となるもの
- (3) 審判請求費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

3 市長は、審判請求対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であつて、審判により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任されたときは、第1項の費用について、非訟事件手続法第28条の規定による命令に関する職権発動を促す申立てを管轄家庭裁判所に対して行い、管轄裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合は、後見人等に請求するものとする。

（後見人等に係る報酬の助成）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に該当する者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となるもの
- (3) 後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認めた者

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。